

大津小学校 地域学校運営理事会 会則

(名称その他)

第1条 本会は、大津小学校地域学校運営理事会（以下「本会」という）と称し、事務局を大津小学校内に置く。

(目的)

第2条 本会は、学校の応援団として、大津小学校の学校経営、学校運営に対して直接関わることで、地域から信頼される学校づくりを学校と共に推進することを目的とする。

(組織)

第3条 本会は、地域住民、保護者、校長、教職員の中から、当該学校を設置する教育委員会（以下「教育委員会」という）が委嘱した理事をもって組織する。

2 理事の人数は、15人以内とする。

(理事の委嘱期間)

第4条 委嘱の日から教育委員会が指定した期間までとする。

2 理事は、再度、教育委員会から委嘱されることができる。

(理事の任務)

第5条 理事の任務は次のとおりとする。

(1) 児童や学校の教育活動等の実態把握

理事は、校長の求めに応じ、児童の実態を把握するために、教育活動等に参加することができる。

(2) 経営課題に対する助言や支援

(ア) 理事は、校長の求めに応じ、本会に参加し、次のことがらについて意見を述べることができる。

- ・学校経営方針に関する事項
- ・具体的な教育計画、教育活動の実施に関する事項
- ・教職員の人事に関する事項
- ・学校予算に関する事項
- ・地域社会及び家庭の連携の進め方に関する事項
- ・その他校長が必要と認める事項

(イ) 理事は、校長の求めに応じ、毎年度1回以上、当該学校の運営状況等について学校関係者評価を行う。

(3) 地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努める。

(4) 地域住民等に対し積極的な情報の提供に努める。

(5) 研修会等への参加

理事は、識見を高めるために、研修会等に参加することができる。

(理事の義務)

第6条 理事は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(役員)

第7条 本会には、次の役員を置く。

(1) 理事長 (1名)

(2) 副理事長 (1名)

(役員を選出)

第8条 本会の理事長、副理事長は、本会において互選する。

(役員の仕事)

第9条 役員は、次の仕事を行う。

(1) 理事長は、本会を代表し、会務を統括し、会議の議長となる。

(2) 副理事長は、理事長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第10条 本会は、理事長が召集し、毎年度1回以上開催する。

2 本会は、理事の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(付則)

この会則は、平成27年4月1日から施行する。